

## 国立大学法人和歌山大学少額備品等管理要項

制 定 平成16年 4月 1日

法人和歌山大学規程第 82 号

最終改正 平成28年 6月27日

## (目的)

第1 本学における少額備品等の管理について、必要な事項を定めるものとする。

## (物品の管理)

第2 固定資産以外の物品は、少額備品及び消耗品として管理する。

## (少額備品等の定義)

第3 少額備品とは、使用可能期間が1年以上で、かつ、1個または1組の取得価額が10万円以上50万円未満の備品で、美術品等の固定資産に計上するものは除くものとする。また、国立大学法人設立時に国から承継のあった備品のうち、耐用年数が未経過で承継時の残存価額が10万円以上50万円未満の備品（以下「承継備品」という。）は少額備品と同様の取扱いとする。

2 消耗品とは、次に掲げる物品とする。ただし、美術品等の固定資産に計上するもの及び流動資産に計上するものを除く。

(1) 使用可能期間が1年以上であっても、取得価額は10万円未満のもの

(2) 取得価額が50万円以上であっても、使用可能期間が1年未満のもの

第4 国立大学法人和歌山大学固定資産管理規程第7条第2項に定める財産管理担当役の補助者（以下「財産管理担当役の補助者」という。）は善良な管理者の注意をもって、所属する少額備品等を管理しなければならない。

2 財産管理担当役の補助者は少額備品について、その所属物品である旨の表示をしなければならない。

3 物品の表示について、国立大学法人設立時に受贈された少額備品については、旧表示をもって読み替えるものとする。

4 少額備品は、少額備品台帳に基づき管理するものとする。ただし、承継備品は、適宜の方法をもって管理するものとする。

## (使用者の責任)

第5 使用者は、故意又は重大な過失により業務の遂行上使用する少額備品を亡失又はき損した場合は、その損害を弁償しなければならない。

## (少額備品の除却等)

第6 財産管理担当役の補助者は、少額備品について除却、使用場所の移動等があった場合には、施設整備課長に報告をしなければならない。

2 施設整備課長は前項の報告があった場合は、少額備品台帳を修正するものとする。

## 附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

## 附 則（平成21年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第905号）

この改正要項は、平成21年3月24日から施行し、平成20年7月1日から施行する。ただし、監査室長に係る改正については、平成20年10月1日から、教員免許状更新講習事務室長に係る改正については、平成20年10月15日から適用する。

#### 少額備品等管理要項

附 則（平成21年7月23日一部改正：法人和歌山大学規程第944号）

この改正要項は、平成21年7月23日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1080号）

この改正要項は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1289号）

この改正要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1842号）

この改正要項は、平成28年6月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。